



農政課

長野県告示第43号

昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部を次のように改正し、平成17年2月13日から施行します。

平成17年2月3日

長野県知事 田中康夫

別記4中

「木曾郡 山口村 東筑摩郡 明科町のうち旧川上手村及び旧七貴村の地域」を「東筑摩郡 明科町のうち旧川上手村及び旧七貴村の地域」に改める。

長野県告示第44号

昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部を次のように改正し、平成17年2月13日から施行します。

平成17年2月3日

長野県知事 田中康夫

別記中「大桑村 山口村」を「大桑村」に改める。

農政課

長野県告示第45号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成17年2月3日

長野県知事 田中康夫

別表の公共事業の項中

農村活性化住環境整備事業	農村振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にある集落及びこれを含む一定の地域において、農業生産基盤の整備又は農村生活環境の整備と併せて、緑地・水辺空間、宅地予定地等とする非農用地の創設を行うことにより、農村の住環境の快適性を向上させ地域の活性化を図るために市町村が行う農村活性化住環境整備基本計画策定事業	同上	10分の5以内	
--------------	---	----	---------	--

田園自然環境保全・再生支援事業	土地改良施設等における自然環境の定着を支援するとともに、その多面的機能の発揮を支援するために行う次に掲げる事業 (1) 自然環境保全、再生等に係るソフト事業 ア 自然再生等に係る構想及び活動計画の策定 イ 生態系調査等のモニタリングの実施 ウ 地域の環境との調和並びに自然環境保全及び再生に係る評価順応手法の検討 エ ワークショップの開催等による地域住民、NPO等との連携の促進 オ 研修の開催及び専門家によるアドバイスの実施 カ 冬水の管理、清掃、除草等の施設管理の体制の確立 (2) 自然環境保全、再生等に係る簡易な整備 ア 評価順応手法を踏まえた草刈り、しゅんせつ等 イ 住民参加による植栽、小ビオトープの造成等及びこれらに係る資材提供	同上	10分の5以内	
-----------------	---	----	---------	--

農村活性化住環境整備事業	農村振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にある集落及びこれを含む一定の地域において、農業生産基盤の整備又は農村生活環境の整備と併せて、緑地・水辺空間、宅地予定地等とする非農用地の創設を行うことにより、農村の住環境の快適性を向上させ地域の活性化を図るために市町村が行う農村活性化住環境整備基本計画策定事業	同上	同上	
--------------	---	----	----	--

を

に、

「 2 基準 (1) 大規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(4)のウ並びに(5)に掲げる場合を除く。）	同上	10分の6以内	を		
「 (6) 農業用河川工作物応急対策工事 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備 2 基準 (1) 大規模事業（1の(1)のイ、(2)のイ及びウ、(3)のイ、(4)のウ、(5)並びに(6)に掲げる場合を除く。）	同上	10分の6以内。 ただし1の(6)にあつては、10分の9.2以内	に、		
「 イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの			を		
「 イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの (7) 農業用河川工作物応急対策工事 総事業費がおおむね800万円以上1億円未満のもの			に、		
基幹水利施設管理事業	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高いダム、頭首工、揚水機場、排水機場又は排水樋門について管理を行う事業	同上	10分の6以内	同上	を
基幹水利施設管理事業	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高いダム、頭首工、揚水機場、排水機場又は排水樋門について管理を行う事業	同上	10分の6以内	同上	
新農業水利システム保全対策事業	水利地域水田農業ビジョンに基づき行われる次に掲げる事業であつて、当該事業に係る水利区域の農用地の面積がおおむね20ha（中山間地域にあつてはおおむね10ha）以上であり、かつ、当該水利区域が属する一連の水利システムに係る区域の農用地の面積がおおむね100ha（中山間地域にあつてはおおむね60ha）以上であるもの。 (1) 農業水利システム保全計画策定事業 (2) 管理省力化施設整備事業（(1)と併せて行う場合に限る。）	同上	水利区域の農用地面積により、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付31農地第3966号農林水産事務次官通知）において定められた額 10分の5	同上	に改め、
「、棚田地域等保全整備事業」を削り、					
災害復旧事業	1 災害復旧事業及び災害関連事業で次に掲げるもの (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この項において「法」という。）の適用を受ける農地又は農業用施設の災害復旧事業 (2) 災害復旧事業として施行する箇所又はこれを含めた一連の施設の再度の災害を防止するため災害復旧事業と併せ施行する構造物の強化等を図る事業又は農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設の復旧事業（以下この項において「災害関連事業」という。）	事業費	農地に係るものにあつては10分の5、農業用施設に係るものにあつては10分の6.5、災害関連事業にあつては10分の5と		

			する。ただし、法第3条第3項、第3条の2第1項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条の規定による高率補助の対象となるものにあつては、当該補助率による。	
	2 1の(1)の補助計画概要書を市町村、土地改良区又は農業協同組合が作成するのに要した経費のうち知事が認めたもの	同上	10分の5	
農村総合整備統合補助事業	1 計画策定事業 市町村が行う農村総合整備等実施計画策定事業及び高齢者・障害者アメニティの里づくり計画策定事業	事業費	10分の5以内	
	2 市町村が総合整備事業計画に基づき行う事業で次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業 ア 農用地につき行う区画整理及びこれと一体として行う他の工事 イ 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ウ 農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 エ 農地又は草地の造成 オ アからエまでに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な工事 (2) 農村生活環境基盤整備事業 ア 土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動に供するための農業集落道の整備 イ 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 ウ 農業用排水の汚濁防止や生活環境の整備を図るために必要な排水施設の新設、廃止又は変更 エ 農村地域における生活環境の整備を図るために必要な公園緑地の整備 オ 農業近代化施設用地その他の公共用施設用地等となるものの整備 カ 集落の防災安全のために必要な施設の整備 キ 公共施設を収容する地下利活用施設の整備 ク 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の新設又は改修 ケ 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備 コ 地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備 サ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備 シ 災害に対し安全性の確保が必要な公共施設の補強 (3) 農村交流基盤整備事業 ア 都市との交流の場の創設に必要な広場及びスポーツ施設等の用地の整備 イ 農業経営及び農村生活を改善し、農村在住者の健康を増進	事業費及び事務費	10分の6.5以内	10分の5以内

を

	<p>し、又は都市住民との交流を推進するため多目的に利用される建物及びこれに附帯する施設の整備</p> <p>ウ 文化的・歴史的景観の保全を図るために必要な施設の整備</p> <p>エ 農村地域の高度情報化社会の創出に資する公共施設の維持管理又は行政、農業生産等の情報管理を行うための情報基盤の整備（高福祉型にあつては、在宅医療、在宅介護等を可能とする装置の設置又は改造を含む。）</p> <p>オ は場整備事業その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、次のいずれかの事項を内容とするもの</p> <p>(7) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(4) 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(ウ) (7)又は(4)に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備</p> <p>(4) 特認事業 知事が特に必要と認めたもの</p>			
	<p>3 美しいむらづくりモデル地区支援推進事業</p> <p>市町村が行う美しいむらづくりに関する計画の策定及び美しいむらづくりの推進のための活動を行う事業</p>	事業費	10分の5以内	
農村振興基本計画作成事業	農村の総合的な振興を図るため、地域住民等の参加の下、地域の将来像及び施策の基本方針等の個性ある地域づくりを実現するために市町村が行う農村振興基本計画作成事業	同上	同上	

田園自然環境保全整備事業	<p>田園環境整備マスタープランにおいて定められた自然と共生する環境を創造する区域において行う次に掲げる事業</p> <p>(1) 環境創造型整備</p> <p>ア 生態系保全施設整備 土地改良施設等において生態系を保全するために必要な施設の整備</p> <p>イ 景観保全施設整備 土地改良施設等において生態系を保全するために必要な施設の整備</p> <p>ウ 特認事業 知事が特に必要と認める事業</p> <p>(2) 地域資源保全整備</p> <p>ア 土地改良施設保全整備 土地改良施設の多面的機能を維持するために必要な施設の整備</p> <p>イ 農地保全整備 農地の多面的機能を維持するために必要な施設の整備</p> <p>ウ 農業生産基盤整備 農業生産条件を改善するための土地改良施設の整備及び農地の整備</p> <p>エ 生活環境基盤施設整備 土地改良施設等の保全に必要な生活環境基盤施設の整備</p> <p>(3) 地域住民活動促進環境整備</p> <p>ア 交流活動基盤施設整備 地域内外の住民の交流を通じた土地改良施設等の保全活動に必要な施設の整備</p> <p>イ 土地改良施設等周辺環境整備 土地改良施設等の保全活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備</p>	事業費及び事務費	10分の5.55以内	10分の5以内
農村環境計画策定事業	環境に配慮した農業農村整備事業の実施に当たり、市町村が行う農村環境計画策定事業	事業費	10分の5以内	

災害復旧事業	1 災害復旧事業及び災害関連事業で次に掲げるもの (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この項において「法」という。）の適用を受ける農地又は農業用施設の災害復旧事業 (2) 災害復旧事業として施行する箇所又はこれを含めた一連の施設の再度の災害を防止するため災害復旧事業と併せ施行する構造物の強化等を図る事業又は農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設の復旧事業（以下この項において「災害関連事業」という。）	同 上	農地に係るものにあつては10分の5、農業用施設に係るものにあつては10分の6.5、災害関連事業にあつては10分の5とする。ただし、法第3条第3項、第3条の2第1項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条の規定による高率補助の対象となるものにあつては、当該補助率による。		に、
	2 1の(1)の補助計画概要書を市町村、土地改良区又は農業協同組合が作成するのに要した経費のうち知事が認めたもの	同 上	10分の5		
農村振興基本計画作成事業	農村の総合的な振興を図るため、地域住民等の参加の下、地域の将来像及び施策の基本方針等の個性ある地域づくりを実現するために市町村が行う農村振興基本計画作成事業	同 上	10分の5以内		
むらづくり総合整備事業	市町村が事業主体となり、次に掲げる事業のうち、2以上を併せて実施するもの。ただし、(3)又は(4)を実施する場合には、(1)又は(2)を併せて実施するものとする。 (1) 農村振興総合整備統合補助事業 (2) 集落地域整備統合補助事業 (3) 農業集落排水統合補助事業 (4) 農業集落排水資源循環統合補助事業	同 上	同 上	同 上	を
むらづくり交付金	個性的で魅力あるむらづくりを推進するため、市町村が事業主体となり、むらづくり計画に基づいて行う事業で次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備 ア ほ場整備 イ 農業用排水施設整備 ウ 農道整備 エ 農用地開発 オ 農用地の改良又は保全 カ 農用地管理保全 (2) 農村生活環境基盤整備 ア 農業集落道整備 イ 営農飲雑用水施設整備 ウ 農業集落排水施設整備 エ 農業施設等用地整備 オ 集落防災安全施設整備 カ 自然環境・生態系保全施設整備 キ 地域資源利活用施設整備 ク 農業施設補強整備	同 上	10分の5.5以内	同 上	に改め、

ケ	地域農業活動拠点施設整備			
コ	集落農園整備			
サ	情報基盤施設整備			
シ	農業施設環境整備			
ス	歴史的土壌改良施設保全整備			
セ	集落土地基盤整備			
ソ	市町村創造型整備			

同表のふるさと棚田支援事業の項を次のように改める。

ふるさと農村支援事業	ふるさと農村支援事業	棚田保全活動又は農業若しくは農村での体験を通じた都市農村交流活動を実施しようとする団体が行う次の事業で総事業費が40万円以上のもの (1) 棚田地域において行う棚田の保全又は利活用を目的とした活動 (2) 農業及び農村に対する都市住民の理解を深めるために行う農業又は農村での体験を通じた都市農村交流活動	同上	10分の5以内。ただし50万円を限度とする。	
------------	------------	---	----	------------------------	--

土地改良課

長野県告示第46号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年2月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間
平成17年2月10日から平成17年3月31日まで
- 3 作業地域
下高井郡野沢温泉村

監理課

長野県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年2月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年2月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 乗鞍公園線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡安曇村4196番地先から 南安曇郡安曇村4196番地先まで	旧	12.5～27.2 m	0.9390 km
同上	新	12.5～27.2	0.5044

道路維持課

長野県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、県の区域の境界に係る道路の管理に関して昭和46年7月21日に締結した協定の一部を改正する協定を、次のとおり締結しました。

平成17年2月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 対象道路

道路の種類及び路線名	区間	延長及び敷地の幅員	
		旧	新
県道乗鞍公園線	長野県南安曇郡安曇村4196番地先から	延長 939.0メートル	延長 504.4メートル
	同県同郡同村4196番地先まで	敷地の幅員 12.5～27.2メートル	敷地の幅員 12.5～27.2メートル

- 2 協定実施日 平成17年2月3日
- 3 協定締結日 平成17年2月3日
- 4 協定の相手方 岐阜県知事 梶原拓

道路維持課

長野県公営企業告示第1号

昭和62年長野県公営企業告示第3号（収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正します。

平成17年2月3日

長野県公営企業管理者 古林弘充

別表中「みずほ銀行 長野中央支店 長野市」を「みずほ銀行 長野中央支店 長野市 長野支店」に改める。

企業局総務課

選告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成17年2月3日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

表中	中大塩地区センター	〃	中大塩8番地15号	〃	を
	更埴市民体育館	〃	更埴市大字杭瀬下1550	更埴市選挙管理委員会	
	更埴市勤労青少年ホーム	〃	大字杭瀬下1550	〃	
	更埴市老人福祉センター	〃	杭瀬下1128	〃	
	更埴市あんずの里観光会館	〃	森1406-1	〃	
	桑原地区転作促進研修センター	〃	大字桑原1430番地2	〃	
雨宮地区転作促進研修センター	〃	大字雨宮2番地4	〃	〃	

「	中大塩地区センター	〃	中大塩8番地15号	〃	」に改め、
---	-----------	---	-----------	---	-------

「	佐久市東会館	〃	大字志賀6059番地の1	〃	」を
---	--------	---	--------------	---	----

「	佐久市東会館	〃	大字志賀6059番地の1	〃	」に改め、
	千曲市勤労青少年ホーム	〃	千曲市大字杭瀬下1131番地3	千曲市選挙管理委員会	
	千曲市更埴老人福祉センター	〃	大字杭瀬下1128	〃	
	千曲市あんずの里観光会館	〃	大字森1406番地1	〃	
	更埴体育館	〃	大字杭瀬下1150	〃	
	戸倉体育館	〃	大字磯部1406番地1	〃	
	桑原地区転作促進研修センター	〃	大字桑原1430番地2	〃	
	雨宮地区転作促進研修センター	〃	大字雨宮2番地4	〃	
	東御市勤労者会館	〃	東御市県291番地5	東御市選挙管理委員会	
東御市舞台ヶ丘会館	〃	県291番地5	〃		

「	浅科村地区福祉センター	〃	浅科村大字八幡494番地	浅科村選挙管理委員会	」を
	北御牧村地区福祉センター	〃	北御牧村大字大日方334	北御牧村選挙管理委員会	

「	浅科村地区福祉センター	〃	浅科村大字八幡494番地	浅科村選挙管理委員会	」に改め、
---	-------------	---	--------------	------------	-------

「	坂城上山田農業協同組合南条支所	〃	〃	〃	」を
	戸倉町総合体育館	〃	戸倉町大字磯部1406番地の1	戸倉町選挙管理委員会	

「	坂城上山田農業協同組合南条支所	〃	〃	〃	」に改める。
---	-----------------	---	---	---	--------

選挙管理委員会